

公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター
令和3年度事業計画

公益社団法人である当センターの設立目的及び業務内容は、森林保全・管理技術に関する調査研究、技術開発、技術情報の集積・分析等を行い、森林保全・管理技術の構築及び普及啓発並びに森林技術者の技術の向上及び継続教育の支援等を推進し、もって国土の保全、森林・林業の発展、科学技術の向上に寄与することである。

令和3年度の主要事業として、森林保全・管理技術研究開発事業については、3年延長された新五か年計画の最終年度となることから、新五か年計画に基づいて実施された研究開発の成果を総括的に取りまとめて、新たな CPD 通信研修用の教材を作成する。JABEE 関連事業については、JABEE の活動・運営に対する協力を行うとともに、令和 2 年度申請の 1 大学と令和 3 年度申請の 2 大学の計 3 大学の JABEE 継続認定審査に関わる業務を行うこととする。森林分野 CPD 事業については、これまでの成果を踏まえて内容の充実に努めることとする。

さらに、当センターの実施体制の整備を図るために、引き続き、賛助会員の募集、公益的な調査研究・技術指導の開拓等を進めることとする。

(1) 森林保全・管理技術に関する調査研究、技術開発

(1-1) 森林保全・管理技術研究開発事業

本年度は、後期五か年計画(3か年延長)に基づいて実施された研究開発の成果を総括的に取りまとめ、既存の森林分野 CPD の通信研修用の教材と整理統合したうえで、新たな CPD 通信研修用の教材を作成する。作成する分野は、下記のとおりである。

- ① 森林領域(森林資源調査、森林計画等)
- ② 林業分野(森林管理、造林・保育、林業機械等)
- ③ 森林土木領域(治山、林道・作業道、水資源管理等)
- ④ 自然環境領域(森林生態系保全、里山整備等)

(1-2) その他

前年度に終了した①地球温暖化に伴う山地災害の変化予測と治山施設の適正配置及び機能強化についてと②公益的機能発揮のための森林整備のあり方に関する調査研究の成果を報告書として印刷製本し、それをを用いて CPD 研修を実施する。

(2) 森林保全・管理技術に関する資料・文献の収集、整理保存及びその集積・分析

本年度は、これまで賛助会員の協力により試行してきた外部からの検索機能利用システムを完成させるとともに、当センターの HP と一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会の HP において、パスワードを供与した者に対する公開を開始する。

(3) 森林保全・管理技術に関する情報提供、普及啓発

(1)の調査研究、技術開発の成果を取りまとめた報告書等及び(2)で集積・分析した資料・文献等も含めてこれらを活用した情報の提供、普及啓発を行う。

(4) 森林技術者の専門技術の向上及び継続教育に関する支援

(4-1) JABEE の活動・運営への協力及び認定審査事業

一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)の活動に参画し、森林及び森林関連分野の技術者育成に関わる教育の認定審査に協力する。令和3年度については、令和2年度申請の1大学と令和3年度申請の2大学の計3大学のJABEE継続認定審査に関わる分野別審査委員会の開催並びに審査団による実地審査及び報告書の作成を行う

また、JABEEの理事会及び認定・審査調整委員会等の委員会に、理事及び委員を出すとともに、農学系審査員研修会の開催に協力して、森林分野の認定審査に必要な審査員の養成・確保に努める。

(4-2) 森林技術者の継続教育事業(森林分野 CPD 事業)

森林技術者の専門技術の向上を図るため、森林分野 CPD 事業の充実に努めることとし、森林分野 CPD プログラムの提供、CPD 実施記録の登録、CPD 実施記録証明書の発行等を適切に実施する。また、CPD 会員及び機能付き法人専用 ID 会員の適正な管理と、CPD システムの改善等により会員へのサービスの向上に努める。本年度は特に(1-1)の事業により通信研修用の教材の充実に努める。

また、(1-1)の研究開発事業の成果を活用して、研修会、現地講習会等を開催する。

(4-3) 社会人教育等への支援事業

大学等の高等教育機関及び日本森林学会等の学協会と連携して、社会人等を対象とした森林技術者教育等のあり方について調査研究を行う。

(5) 科学技術についての技術者、研究者及び教育者等との連携による調査研究及び提言活動

正会員、賛助会員の意向を踏まえて、社会的に関心が高く重要な課題について調査研究、提言活動を行う。

(6) 行政施策又は社会貢献に資する公益性・中立性の高い調査研究及び技術指導

森林調査、測量設計等、その成果の技術的妥当性が社会的に多大な影響がある事案について、中立的な立場で審査・保証等を必要とする場合には、研究所がこれに対応することが出来るよう体制の整備を図ることとする。

「国有林野測定事業における審査業務」については、実施体制の整備を図りながら、今後も継続していくこととする。